

鴨川における良好な景観形成について

1 第2回鴨川景観対策懇話会の概要

(1) 開催日時・場所：

平成25年12月20日（金）15:30～17:30 京都平安ホテル

(2) 内容

○鴨川景観対策（エアコン室外機等）ガイドライン（案）の説明

- ・鴨川における景観対策
- ・ガイドラインの役割
- ・格子等を設置する場合の形状等
- ・納涼床の伝統的な基調色 参考目安色
- ・参考条例等

(3) 主な意見

- ・室外機が設置されている場所の条件によって、対応策を選択できるようにするべきである。
- ・事前に設置者の意向等を把握しておくことが必要である。
- ・早期に景観対策を実施したいということであれば、基本的には府が実施（特に植栽）するべきと考える。
- ・景観対策を実施した者に対し、何らかの助成をすべきと考える。
- ・色彩の基準には彩度は必要なく、明度だけの設定で十分と考える。

2 第3回鴨川景観対策懇話会の概要

(1) 開催日時・場所：

平成26年1月22日（水）10:00～11:10 京都府医師会館

(2) 内容

○鴨川景観対策（エアコン室外機等）ガイドライン（案）の説明

- ・第2回鴨川景観懇話会での意見を踏まえた修正案を説明。
- ・当ガイドライン（案）については、概ね了解を得た。

○今後の鴨川景観の方向性について

- ・今後の鴨川景観の方向性について意見聴取した。

(3) 主な意見

【鴨川景観対策（エアコン室外機等）ガイドライン（案）について】

- 色塗りを選択した者が塗装材料を共同購入した上で、ボランティア団体等と協働して実施できるような支援ができないか。
- 「すだれ」は、色落ちが激しく耐久性がないなど景観を損なう恐れがあるので、ガイドラインの推奨する対策から除外したのは良い。

【今後の鴨川景観の方向性について】

- 川に親しむため、川に降りる箇所が少ないと感じる。また河川公園を音楽や美術等といったイベント活用のしやすさに対しても配慮してほしい。
- 鴨川は大都市の中にあって川に親しむことができる希有な場所であり、子供を遊ばせたいという場所にしてほしい。

3 エアコン室外機等対策の進め方

- 鴨川景観懇話会及び鴨川府民会議の意見を踏まえ2月上旬までにガイドラインを作成し、記者発表の上、施行予定。

鴨川景観対策（エアコン室外機等対策）ガイドライン（案）

目次

- 1 鴨川における景観対策
- 2 ガイドラインの役割
- 3 格子等を設置する場合の形状等
- 4 参考目安色
- 5 参考条例等

1 鴨川における景観対策

鴨川については、その河川環境を安心・安全で、良好かつ快適なものとして、次の世代に引き継ぐことを目的として京都府鴨川条例を平成19年度に制定し、様々な取り組みを進めています。

鴨川は川そのものと、川沿いの人の営み、山並み等の自然が一体となって京都を代表する景観を形成しており、中でも、鴨川納涼床は京都の夏の風物として、情緒豊かな景観を形成していることから、鴨川条例では第14条において「知事は、鴨川納涼床（鴨川の右岸の二条大橋から五条大橋までの区間において、飲食を提供するために設置される高床形式の仮設の工作物をいう。）に係る河川法に基づく許可の審査基準を、鴨川の良い景観の形成に配慮して定めるものとする。」と規定し、鴨川納涼床審査基準に基づき、景観対策が行われているところです。

また、京都市市街地景観整備条例においても、この区間は美観地区に指定されており、良好な景観形成が求められています。

このように、二条大橋から五条大橋までの区間については、鴨川の区域に面する建物側では、河川景観への日常的な配慮とともに、建造物等のデザイン、エアコンの室外機、物干台、看板等に関して良好な景観を阻害しないよう配慮することが求められています。

2 ガイドラインの役割

鴨川に面し設置されているエアコンの室外機等は、伝統的な意匠を基調とした鴨川納涼床審査基準と色彩などの不調和があり、景観阻害要因となっています。




そのため、このガイドラインにより、二条大橋から五条大橋までの鴨川右岸について、室外機等への景観対策の基準を定め、鴨川の修景を図ります。

3 格子等を設置する場合の形状等

二条大橋から五条大橋までの鴨川右岸において、室外機等の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせることで等により建築物の本体と調和するよう配慮を行うにあたり、格子等を設置する場合の形状、素材及び色は、次のとおりとする。

① 形状

次の3種類からの選択又は組み合わせとする。（格子形状は縦格子とする。）

a 個別型	
b 帯型	
c 色塗り型	

② 素材

① の a、b については、木製又は金属製とする。

① の c については、耐久性、耐水性の高い塗料とする。

③ 色

色については、明度 3 以下とする。（木製、自然素材は除く。）

4 参考目安色 (明度 3 以下)

色相: YR(黄赤)系

2.5YR



5YR



7.5YR



10YR



色相: Y(黄)系

2.5Y



5Y



7.5Y



10Y



5 参考条例等

京都府鴨川条例 (一部抜粋)

(基本理念)

第2条 鴨川及び高野川（以下「鴨川等」という。）の安心・安全で良好かつ快適な河川環境の整備及び保全是、鴨川等の歴史と文化的価値に対する理解の下で、その継承、鴨川等及びその周辺の自然的及び社会的な環境との調和、適正な利用調整並びに府民協働の推進を図ることを旨として、行われなければならない。

(府の責務)

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、鴨川等について、災害の発生の防止等、清流の保持をはじめとする良好な河川環境の保全及び快適な利用の確保を図るため、必要な措置を講じるものとする。

2 府は、前項の措置を講じるに当たっては、京都市と協調するとともに、府民、事業者等と協働するものとする。

(府民及び事業者の責務)

第4条 府民及び事業者は、基本理念にのっとり、景観への配慮をはじめとする鴨川等の良好な河川環境の保全に自ら取り組むとともに、府が実施する施策に協力するものとする。

2 府民及び事業者は、災害による被害を軽減するために災害に対する知識及び備えが重要であることを踏まえ、自ら鴨川等に係る防災意識の向上に努めなければならない。

(工作物の設置)

第13条 府は、鴨川等の区域において工作物を設置しようとするときは、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するものとする。

2 鴨川等の区域において工作物を設置しようとする者は、鴨川等の良好な景観の形成に配慮するよう努めなければならない。

(鴨川納涼床に係る審査基準)

第14条 知事は、鴨川納涼床（鴨川の右岸の二条大橋から五条大橋までの区間において、飲食を提供するために設置される高床形式の仮設の工作物をいう。）に係る河川法に基づく許可の審査基準を、鴨川の良好な景観の形成に配慮して定めるものとする。

(鴨川等の区域に隣接する土地における景観配慮)

第15条 知事は、鴨川等の区域のうち知事が別に定める区域に隣接する土地において工作物を設置する者に対し、鴨川等から望む良好な景観の形成に配慮して当該工作物を設置するよう要請することができる。

2 知事は、前項の規定により区域を定めるときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

京都市市街地景観整備条例 (一部抜粋)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市街地景観の整備 良好な市街地の景観の保全及び創出をいう。

(2) 美観地区 景観法(以下「法」という。)第 61 条第 1 項の規定による景観地区(以下「景観地区」という。)のうち主に良好な市街地の景観の保全を目的とする地区で、次に掲げる類型に基づくものをいう。

ア 山ろく型 山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区をいう。

イ 山並み背景型 背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が立ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区をいう。

ウ 岸辺型 良好な水辺の空間と調和した建築物等が立ち並び、趣のある岸辺の景観を形成している地区をいう。

エ 旧市街地型 おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通及び西大路通に囲まれた地域又は伏見の旧市街地の地域内において、生活の中から生み出された特徴のある形態及び意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区をいう。

オ 歴史遺産型 世界遺産(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 に規定する一覧表に記載されている文化遺産をいう。)や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区をいう。

カ 沿道型 趣のある沿道の景観を形成している地区及び主として中高層建築物が群として構成美を示し、沿道の景観を形成している地区をいう。

(3)～(10)略

(形態意匠等の制限)

第 10 条 美観地区等内における工作物(屋外広告物等以外の工作物で、土地又は建築物に定着するものに限る。以下この節において同じ。)の形態、意匠、高さ等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 土地に定着する工作物にあつては、当該工作物の最上部の高さが 15 メートル以下であること。
- (2) 建築物に定着する工作物にあつては、当該工作物の最上部が当該建築物の最上部を超えないものであること。
- (3) 規模及び形態が、歴史的な建造物及び公共施設の外観並びに周辺の町並みの景観と調和し、かつ、道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと。
- (4) 色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。
- (5) 建築物に定着する工作物にあつては、位置、規模、形態及び意匠について建築物の本体と均整が取れていること。

2 前項各号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目は、美観地区等の類型及びそれぞれの地域の特性に応じ、別に定める。

(京都市) 都市計画に定める建築物の形態意匠の制限 (一部抜粋)

(形態意匠の制限に係る共通の基準)

9 公共の用に供する空地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物と合わせる等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。